

# 1. 市税の徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
税 収 入	市 税 … (a)	63,723,895	63,308,684	63,771,501	
	個人の県民税	14,675,383	14,744,928	14,976,908	
	合 計 … (b)	78,399,278	78,053,612	78,748,409	
徴 税 費	人 件 費	基本給	426,103	428,851	442,553
		諸手当	221,129	244,905	272,518
		(イ) 超過勤務手当	25,117	36,840	27,576
		(ロ) 税務特別手当	241	245	765
		(ハ) その他の手当	195,771	207,820	244,177
		その他	137,250	140,917	137,604
	小 計	784,482	814,673	852,675	
	需 要 費	旅費	310	280	306
		賃金	44,887	44,837	42,683
		その他	171,809	126,498	208,170
		小 計	217,006	171,615	251,159
	報 奨 金 及 び こ れ に 類 する 経 費	納期前納付の報奨金	—	—	—
		納税貯蓄組合補助金	—	—	—
		納税奨励金	—	—	—
		その他	409	508	788
		小 計	409	508	788
	その他	その他	16,138	15,894	54,146
	合 計 … (c)	1,018,035	1,002,690	1,158,768	
	県民税徴収 取扱費	納税義務者数を基準にした金額	552,626	556,031	559,646
報奨金の額に相当する金額		1,169	1,347	971	
合 計 … (d)		553,795	557,378	560,617	
税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(c) - (d) … (e)	464,240	445,312	598,151	
	(c) / (b)	1.3%	1.3%	1.5%	
	(e) / (a)	0.7%	0.7%	0.9%	
徴 税 職 員 数	総務関係	20人	25人	23人	
	課税関係	62人	63人	61人	
	徴収関係	21人	17人	21人	
	合 計	103人	105人	105人	
	ほか・臨時職員	11人	11人	12人	

## 2. 稅務關係稅外收入調

(單位：円)

区 分	単 価 等	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国有提供施設等所在市助成交付金	概 算	4,090,000	4,019,000	4,069,000
証 明 手 数 料	1件 200 (住宅用 1,300)	17,602,700	18,013,400	18,742,600
督 促 手 数 料	1件 100	292,600	214,218	152,900
閱 覧 手 数 料	1件 100	828,000	852,200	368,000
地 籍 図 複 写 手 数 料	1件 250	1,034,000	902,750	591,750
県 民 税 徴 収 取 扱 費	法 定 基 準	590,900,642	588,926,143	593,661,670
延 滞 金	〃	119,665,601	122,862,232	156,741,239
加 算 金	〃	0	405,500	996,500
滞 納 処 分 費	概 算	0	9,800	208,400
試 乗 標 識 実 費 弁 償 金	1件 100	100	0	100
標 識 再 交 付 弁 償 金	1件 100	5,900	4,500	5,400

### 3. 税務諸証明過去5か年件数調

(単位：件)

区分		年度				
		24	25	26	27	28
市民税関係	所得証明	25,460 (13,703)	25,664 (14,184)	26,116 (14,563)	26,589 (15,444)	25,435 (14,953)
	課税証明	13,721 (6,434)	16,810 (8,363)	23,451 (12,608)	20,816 (12,883)	23,352 (14,931)
	非課税証明	7,755 (5,185)	7,899 (5,372)	9,861 (6,736)	13,771 (8,340)	14,475 (8,979)
	小計	46,936 (25,322)	50,373 (27,919)	59,428 (33,907)	61,176 (36,667)	63,262 (38,863)
資産税関係	車庫証明	12 (12)	9 (9)	2 (2)	6 (6)	0 (0)
	諸証明	10,406	10,586	10,474	10,594	10,913
	住宅用家屋証明	1,739	1,904	1,705	1,616	1,812
	閲覧	9,189	8,440	8,280	8,522	3,680
	地籍図複写	4,501	4,883	4,136	3,611	2,367
	価格通知書	5,641	6,618	6,142	6,283	6,612
	小計	31,488 (12)	32,440 (9)	30,739 (2)	30,632 (6)	25,384 (0)
納税関係	納税証明	5,382 (1,559)	6,820 (2,004)	7,027 (2,167)	7,787 (2,377)	7,760 (2,363)
	軽自動車税 車検用納税証明	16,658 (14,006)	17,042 (14,389)	16,542 (14,010)	17,728 (14,982)	17,590 (15,122)
	小計	22,040 (15,565)	23,862 (16,393)	23,569 (16,177)	25,515 (17,359)	25,350 (17,485)
合計		100,464 (40,899)	106,675 (44,321)	113,736 (50,086)	117,323 (54,032)	113,996 (56,348)

※手数料1件につき200円

(但し、住宅用家屋証明は平成5年度は950円、平成6年度から1,200円、平成9年度から1,300円、  
閲覧申請は100円、地籍図複写は250円、価格通知書、軽自動車税(車検用)納税証明は無料)

※( )中は、上段数値のうち市内8か所の窓口センター発行の再掲分

※車庫証明は平成28年1月から廃止

#### 4. 市税の課税標準及び納期一覧表

税目	区分	課税標準	納期
市民税		個人 { 均等割 所得割 前年の所得額 法人 { 均等割 法人税割 法人税額	普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月15日～8月31日 第3期 10月15日～10月31日 第4期 翌年1月15日～1月31日 特別徴収 給与 6月～翌年5月 年金 4月～翌年2月 法人税と同じ
固定資産税		1月1日現在における土地・家屋、償却資産の価格	第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 12月15日～12月28日 第4期 翌年2月15日～2月末日
軽自動車税		原動機付自転車、軽自動車、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の台数	全期 5月15日～5月31日
市たばこ税		卸売販売業者等が小売販売業者又は直接消費者に売渡した本数	当月分を翌月末日までに
鉱産税		鉱物の価格	当月分を翌月20日までに
特別土地保有税		土地の取得価額	保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 8月31日、2月末日
事業所税		事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 従業者割 従業者給与総額	事業に係る事業所税 個人 翌年の3月15日までに 法人 事業年度終了の日から2月以内
都市計画税		固定資産（土地・家屋）の価格	固定資産税と同じ

## 5. 平成29年度税率一覧表

税 目	税 率
市 民 税	<p>1. 均 等 割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市内に住所を有する個人 <span style="float: right;">3,500 円</span></li> <li>◎ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 <span style="float: right;">3,500 円</span></li> <li>◎ 法 人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益社団法人等及び資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(②から⑨までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの <span style="float: right;">50,000 円</span></li> <li>(2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの <span style="float: right;">120,000 円</span></li> <li>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの <span style="float: right;">130,000 円</span></li> <li>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの <span style="float: right;">150,000 円</span></li> <li>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者の合計数が50人以下であるもの <span style="float: right;">160,000 円</span></li> <li>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの <span style="float: right;">400,000 円</span></li> <li>(7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの <span style="float: right;">410,000 円</span></li> <li>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者の合計数が50人を超えるもの <span style="float: right;">1,750,000 円</span></li> <li>(9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの <span style="float: right;">3,000,000 円</span></li> </ul> </li> </ul> <p>2. 所 得 割 100分の6</p> <p>3. 法 人 税 割 100分の9.7</p>
固 定 資 産 税	課税標準額の100分の1.4
軽 自 動 車 税	<p>1. 原動機付自転車</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 総排気量が0.05<sup>リットル</sup>以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの <span style="float: right;">2,000 円</span></li> <li>◎ 総排気量が0.05<sup>リットル</sup>を超え0.09<sup>リットル</sup>以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの <span style="float: right;">2,000 円</span></li> </ul>

税 目	税 率												
軽自動車税	◎ 総排気量が 0.09ℓ を超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの 2,400 円												
	◎ 三輪以上のもので総排気量が 0.02ℓ～0.05ℓ 以下のもの又は定格出力が 0.25kw を超え 0.6kw 以下のもので車室を備えかつ輪距が 0.5m を超えるもの 3,700 円												
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車												
	◎ 軽自動車												
	(1) 二輪のもの (側車付のものを含む) 3,600 円												
	(2) 三輪のもの												
	・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,100 円												
	・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,900 円												
	・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,600 円												
	(3) 四輪以上のもの												
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: middle;">○乗用のもの</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 5%; vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="width: 5%; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 40%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円</li> </ul> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table>	○乗用のもの	{	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円</li> </ul>	
	○乗用のもの	{	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 5,500 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 6,900 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 8,200 円</li> </ul>								
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 7,200 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 10,800 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 12,900 円</li> </ul>									
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: middle;">○貨物用のもの</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 5%; vertical-align: middle;">営業用</td> <td style="width: 5%; vertical-align: middle;">{</td> <td style="width: 40%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円</li> </ul> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </table>	○貨物用のもの	{	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円</li> </ul>		
○貨物用のもの	{	営業用	{	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 3,000 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 3,800 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 4,500 円</li> </ul>									
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両 4,000 円</li> <li>・ H27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両 5,000 円</li> <li>・ 最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (経年重課) 6,000 円</li> </ul>									

	<p>○専ら雪上を走行するもの 3,600 円</p> <p>◎ 小型特殊自動車</p> <p>(1) 農耕作業用のもの 2,400 円</p> <p>(2) その他のもの 5,900 円</p> <p>3. 二輪の小型自動車 6,000 円</p>																															
	<p>「グリーン化特例（軽課）」について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">最初の新規検査が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの車両</th> </tr> <tr> <th>1 新税率の75%軽減</th> <th>2 新税率の50%軽減</th> <th>3 新税率の25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用 営業用</td> <td>1,800 円</td> <td>3,500 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>2,700 円</td> <td>5,400 円</td> <td>8,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000 円</td> <td>1,900 円</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300 円</td> <td>2,500 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準10%低減達成車）</p> <p>2 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>3 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車 貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>*2.3 については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の車両に限る。</p> <p>*★★★★=平成17年排出ガス基準75%低減達成車</p>	車種区分		最初の新規検査が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの車両			1 新税率の75%軽減	2 新税率の50%軽減	3 新税率の25%軽減	四輪以上	乗用 営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	乗用 自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円	貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円
車種区分				最初の新規検査が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの車両																												
		1 新税率の75%軽減	2 新税率の50%軽減	3 新税率の25%軽減																												
四輪以上	乗用 営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円																												
	乗用 自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円																												
貨物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円																												
	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円																												
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円																												
市たばこ税	売渡し本数 1,000 本につき 5,262 円																															
鉦産税	<p>鉦物の価格の合計額が 200 万円を超える場合 100 分の 1</p> <p>鉦物の価格の合計額が 200 万円以下である場合 100 分の 0.7</p>																															
特別土地保有税	新たな課税は行わない																															
事業所税	<p>事業に係る事業所税 { 資産割…事業所床面積 1 m<sup>2</sup>につき 600 円</p> <p>{ 従業者割…従業者給与総額の 100 分の 0.25</p>																															
都市計画税	課税標準額の 100 分の 0.25																															

## 6. 税率の推移

区分		平成25年度																																													
市民税	個人	均等割	3,000円																																												
		所得割	6%																																												
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																																											
			公益法人等	50,000円																																											
		1千万円以下	50人以下	120,000円																																											
			50人超	130,000円																																											
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																																											
			50人超	160,000円																																											
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																																											
			50人超	410,000円																																											
10億円超	50人以下	1,750,000円																																													
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																																													
50億円超																																															
法人税割	法人税額の12.3%																																														
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																														
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車				50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用				90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円				125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他				ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円				○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車					自家用 4,000円	4,000円			
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																													
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																													
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																													
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																																													
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																																													
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																																													
	自家用 4,000円	4,000円																																													
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円																																														
鉦産税	鉦物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																														
特別土地保有税	新たな課税はしない																																														
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%																																												
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																														
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人市民税:生命保険料控除額の改組</li> <li>介護医療保険料控除枠の創設</li> </ul>																																														

区分		平成26年度																																													
市民税	個人	均等割	3,500円																																												
		所得割	6%																																												
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																																											
			公益法人等	50,000円																																											
		1千万円以下	50人以下	120,000円																																											
			50人超	130,000円																																											
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																																											
			50人超	160,000円																																											
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																																											
			50人超	410,000円																																											
10億円超	50人以下	1,750,000円																																													
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																																													
50億円超																																															
法人税割	法人税額の12.3% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは9.7%																																														
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																														
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車				50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用				90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円				125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他				ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円				○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車					自家用 4,000円	4,000円			
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																													
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																													
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																													
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																																													
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																																													
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																																													
	自家用 4,000円	4,000円																																													
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円																																														
鉦産税	鉦物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																														
特別土地保有税	新たな課税はしない																																														
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%																																												
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																														
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税:平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割を9.7%に引き下げる。</li> <li>・個人市民税:震災復興のため市民税均等割を500円増額。</li> </ul>																																														

区 分		平 成 27 年 度					
市 民 税	個 人	均 等 割	3,500円				
		所 得 割	6%				
	均 等 割	資本金等の額	従業者数	税額			
			公益法人等	50,000円			
			1千万円以下	50人以下			
				50人超	120,000円		
			1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円		
				50人超	150,000円		
			1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円		
				50人超	400,000円		
10億円超	50人以下	410,000円					
10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円					
		3,000,000円					
法人税割	法人税額の9.7%						
固 定 資 産 税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満						
軽自動車税	○原動機付自転車		○軽自動車				
	50CC以下	1,000円	3輪及び4輪				
	90CC以下	1,200円	最初の新規検査				
	125CC以下	1,600円	27年3月31日まで	27年4月1日以降			
	ミニカー	2,500円	4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円
	○雪上車	2,400円		乗用	自家用	7,200円	10,800円
	○2輪小型自動車	4,000円	貨物	乗用	営業用	3,000円	3,800円
	○小型特殊自動車			貨物	自家用	4,000円	5,000円
	農耕作業用	1,600円	3輪車		3,100円	3,900円	
	その他	4,700円	2輪車		2,400円		
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき5,262円						
鉦 産 税	鉦物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)						
特別土地保有税	新たな課税はしない						
事 業 所 税	資産割	1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%			
都 市 計 画 税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満						
制 度 改 正 内 容	○軽自動車税 ・平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた3輪及び4輪以上の車両に係る税率の引上げ						

区分		平成28年度																										
市民税	個人均等割	3,500円																										
	個人所得割	6%																										
	均等割	資本金等の額	公益法人等	従業者数	税額																							
				50人以下	50,000円																							
			1千万円以下	50人超	120,000円																							
				50人以下	130,000円																							
			1千万円超、1億円以下	50人超	150,000円																							
				50人以下	160,000円																							
			1億円超、10億円以下	50人超	400,000円																							
				50人以下	410,000円																							
10億円超	50人超	1,750,000円																										
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																										
50億円超																												
法人税割	法人税額の9.7%□																											
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																											
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○軽自動車</p> <p>50CC以下 2,000円 2輪車 3,600円</p> <p>90CC以下 2,000円 3輪のもの及び4輪以上のもの</p> <p>125CC以下 2,400円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ア</th> <th>イ</th> <th>ウ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 三輪のもの</td> <td>3,900円</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>b (a) 乗用・営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>(b) 乗用・自家用</td> <td>10,800円</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>(c) 貨物用・営業用</td> <td>3,800円</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>(d) 貨物用・自家用</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ミニカー 3,700円</p> <p>○雪上車 3,600円</p> <p>○2輪小型自動車 6,000円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 2,400円</p> <p>その他 5,900円</p> <p>イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率  ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率  アのうち、平成27年4月1日～平成28年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。</p> <p>(ア) 電気自動車等 アの税率×0.25  (イ) 平成32年度燃費基準+20%達成車(乗用)  又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.5  (ウ) 平成32年度燃費基準達成車(乗用)及び  平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75</p>					ア	イ	ウ	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円	b (a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円	(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円	(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円	(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円
	ア	イ	ウ																									
a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円																									
b (a) 乗用・営業用	6,900円	5,500円	8,200円																									
(b) 乗用・自家用	10,800円	7,200円	12,900円																									
(c) 貨物用・営業用	3,800円	3,000円	4,500円																									
(d) 貨物用・自家用	5,000円	4,000円	6,000円																									
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円																											
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																											
特別土地保有税	新たな課税はしない																											
事業所税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%																											
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満																											
制度改正内容	<p>○軽自動車税 ・原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等の税率引上げ  ・最初の新規検査から13年を経過した3輪及び4輪以上の車両に係る税率の引上げ  ・グリーン化特例(軽課)の創設</p>																											

区分		平成29年度			
市民税	個人均等割	3,500円			
	個人所得割	6%			
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額	
			公益法人等	50,000円	
		1千万円以下	50人以下	120,000円	
			50人超	130,000円	
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円	
			50人超	160,000円	
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円	
			50人超	410,000円	
10億円超	50人以下	1,750,000円			
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円			
50億円超					
法人税割	法人税額の9.7%□				
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満				
軽自動車税	○原動機付自転車	○軽自動車			
	50CC以下 2,000円	2輪車	3,600円		
	90CC以下 2,000円	3輪のもの及び4輪以上のもの			
	125CC以下 2,400円		ア	イ	ウ
	ミニカー 3,700円	a 三輪のもの	3,900円	3,100円	4,600円
	○雪上車 3,600円	b	(a) 乗用・営業用 6,900円	5,500円	8,200円
	○2輪小型自動車 6,000円	の4輪以上のもの	(b) 乗用・自家用 10,800円	7,200円	12,900円
	○小型特殊自動車		(c) 貨物用・営業用 3,800円	3,000円	4,500円
	農耕作業用 2,400円		(d) 貨物用・自家用 5,000円	4,000円	6,000円
	その他 5,900円		イは平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものの税率 ウは最初の新規検査から13年を経過したものの税率 アのうち、平成28年4月1日～平成29年3月31日に新規取得した次の車両の税率については、概ね次のとおり。 (ア) 電気自動車等 アの税率×0.25 (イ) 平成32年度燃費基準+20%達成車(乗用) 又は平成27年度燃費基準+35%達成車(貨物用) アの税率×0.5 (ウ) 平成32年度燃費基準達成車(乗用)及び 平成27年度燃費基準+15%達成車(貨物用) アの税率×0.75		
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円				
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)				
特別土地保有税	新たな課税はしない				
事業所税	資産割 1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%		
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満				
制度改正内容					

## 7. 市民税（個人）所得控除額等の推移

控除種類		年度		平成25年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下	65万円	162万5,000円超～	180万円以下 年収×40%
		180万円超～	360万円以下 年収×30%+18万円	360万円超～	660万円以下 年収×20%+54万円
		660万円超～	1,000万円以下 年収×10%+120万円	1,000万円超～	年収×5%+170万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額	① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額	
			12,000円超～	32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～	56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～		28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額	
	15,000円超～		40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	
		40,000円超～	70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	
		70,000円超～		35,000円	
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)			
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円			
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		5,000円以下	支払保険料の全額		
	5,000円超～	15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円		
	15,000円超～	10,000円			
	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円	特別寡婦 300,000円			
	寡夫 260,000円	勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円	特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)		
配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額=33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額=38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額=3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。				
扶養基礎	一般扶養 330,000円	特定扶養 450,000円	老人扶養 380,000円	同居老親等 450,000円	
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)				
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)				
その他	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)				
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下				

控除種類		年度		
		平成26年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下	65万円	
		162万5,000円超～ 180万円以下	年収×40%	
		180万円超～ 360万円以下	年収×30% + 18万円	
		360万円超～ 660万円以下	年収×20% + 54万円	
		660万円超～ 1,000万円以下	年収×10% + 120万円	
		1,000万円超～ 1,500万円以下	年収×5% + 170万円	
		1,500万円超～	245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		15,000円以下		支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下		支払保険料×1/2+7,500円		
40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額		
5,000円超～ 15,000円以下		支払保険料×1/2+2,500円		
15,000円超～	10,000円			
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円	特別寡婦 300,000円	寡夫 260,000円	
勤労学生	260,000円			
障害者	260,000円	特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)	
配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円		
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円	特定扶養 450,000円	老人扶養 380,000円	
	同居老親等 450,000円			
	330,000円			
その他の	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度		平成27年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下		65万円	
		162万5,000円超～	180万円以下	年収×40%	
		180万円超～	360万円以下	年収×30%+18万円	
		360万円超～	660万円以下	年収×20%+54万円	
		660万円超～	1,000万円以下	年収×10%+120万円	
		1,000万円超～	1,500万円以下	年収×5%+170万円	
		1,500万円超～		245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額	① 配偶者 860,000円	その他 500,000円
				② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額	
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	
			56,000円超～	28,000円	
		15,000円以下	支払保険料の全額		
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円				
40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円				
70,000円超～	35,000円				
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)					
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円			
	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額			
5,000円超～ 15,000円以下		支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円				
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円					
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。					
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円	特別寡婦 300,000円	寡夫 260,000円	勤労学生 260,000円	
障害者	260,000円	特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)		
配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。				
扶養基礎	一般扶養 330,000円	特定扶養 450,000円	老人扶養 380,000円	同居老親等 450,000円	
330,000円					
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)				
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)				
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)				
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下				

控除種類		年度		平成28年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下			65万円
		162万5,000円超～	180万円以下		年収×40%
		180万円超～	360万円以下		年収×30%+18万円
		360万円超～	660万円以下		年収×20%+54万円
		660万円超～	1,000万円以下		年収×10%+120万円
		1,000万円超～	1,500万円以下		年収×5%+170万円
		1,500万円超～			245万円
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色	次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円			
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円			
	社会保険料	支払保険料の全額			
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額			
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額	
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	
			56,000円超～	28,000円	
		15,000円以下	支払保険料の全額		
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円				
40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円				
70,000円超～	35,000円				
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)					
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2		
	50,000円超	25,000円			
	旧長期	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額			
5,000円超～ 15,000円以下		支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円				
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円					
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。					
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円	特別寡婦 300,000円			
寡夫 260,000円	勤労学生 260,000円				
障害者	260,000円	特別障害者 300,000円	(同居特別障害 530,000円)		
配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。				
扶養基礎	一般扶養 330,000円	特定扶養 450,000円	老人扶養 380,000円		
	同居老親等 450,000円				
	330,000円				
その他の調整控除	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%)		(県) 1.2% (1千万円超 0.6%)	
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%)			
		特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。			
① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)					
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下				

控除種類		年度		
		平成29年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下	65万円	
		162万5,000円超～ 180万円以下	年収×40%	
		180万円超～ 360万円以下	年収×30% + 18万円	
		360万円超～ 660万円以下	年収×20% + 54万円	
		660万円超～ 1,000万円以下	年収×10% + 120万円	
		1,000万円超～ 1,200万円以下	年収×5% + 170万円	
		1,200万円超～	230万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円)		一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額		
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養基礎	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円			
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
その他の調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下			

## 8. 税務機構の変遷

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
部名	財務部(128)	財務部(130)	財務部(130)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(132)	財務部(135)	
課 名 及 び 係 ・ グ ル ー プ 名	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (37)	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 市民税グループ (38)	
	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)	窓口 管理グループ 資産 税 課 賦課 調査グループ (47)
	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (43)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (45)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ (46)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ 東三河広域連合 派遣 (48)	収納 啓発グループ 納 税 課 納税グループ 東三河広域連合 派遣 (50)